平成２８年（フ）第２２６号
岡山県倉敷市真備町箭田4076番地17
債務者　入江　敦子
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２４０号
岡山県倉敷市玉島柏台１丁目６番15号
債務者　野口恵理子
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第２号
大分県玖珠郡九重町大字粟野1153番地の１
債務者　佐藤　雄一
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第５９号
青森県十和田市大字大不動字羽立６番地３
債務者　佐藤　智子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第２５９号
群馬県高崎市北久保町１番地　県住Ａ棟816号
債務者　関　　幸子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１号
群馬県高崎市貝沢町752番地１　フォーレス六番館102号
債務者　小林　正善
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第６７７号
埼玉県入間市大字二本木1083番地１、前住所埼玉県入間市扇町屋４丁目５番１号
債務者　藤本　和男
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４６３号
相模原市中央区南橋本３丁目４番30号
債務者　高橋　慶子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４７９号
相模原市中央区相模原４丁目９番４号　ライオンズマンション相模原第８　304号、住民票上の住所札幌市南区澄川６条８丁目５番６－２号
債務者　赤名　信人
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４８４号
神奈川県座間市相模が丘５丁目28番８号　トルース相模原103号
債務者　福井　美里
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４８６号
相模原市南区古淵５丁目19番５号
債務者　大谷　正義
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４９６号
相模原市中央区田名4436番地１　シャトーＴＡＮＡ403
債務者　松本　治仁
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２２４号
岡山県倉敷市福田町古新田802番地５　メゾン田中Ａ201
債務者　水香　　博
1　決定年月日時　平成29年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２３０号
岡山県倉敷市酒津2483番地４
債務者　古賀　理恵
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１号
秋田県横手市横手町字六ノ口２番地　ユニシア六ノ口ハイツ212号室（前住所　秋田県大仙市協和峰吉川字高見14番地）
債務者　進藤　藤行
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第７５号
秋田県横手市雄物川町柏木字上柏木野30番地４
債務者　菅　　沙織
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第３８４号
愛知県豊田市東山町２丁目1555番地１　市営Ｈ－504号
債務者　**蓮**井　杏奈（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係